

新潟市介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年4月1日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第27号

新潟市介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険法関係手数料条例（平成23年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 「居宅介護支援事業等の一体的運営」とは、同一の事業所における居宅介護支援事業と介護予防支援事業との一体的な運営をいう。

別表12の項及び13の項を次のように改める。

12 削除	
13 削除	

別表21の項を次のように改める。

21 法第115条の2第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査（当該指定に係る居宅介護支援事業等の一体的運営をするため、法第79条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定の申請を同時にする場合に係るものを除く。）	<p>(1) 次号に掲げる場合以外の場合 1件につき24,700円</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者が居宅介護支援事業等の一体的運営をしようとする場合 1件につき8,700円</p>
---	---

別表22の項中「審査」の次に「（居宅介護支援事業等の一体的運営をする指定介護予防支援事業者が当該更新に係る居宅介護支援事業等の一体的運営をする居宅介護支援事業についての法第79条の2第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請

を同時にする場合に係るものを除く。)」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。